

## 空家等対策計画（案）に寄せられた「意見」と「市の考え方」

境港市空家等対策計画（案）について、令和2年2月3日（月）から令和2年3月3日（火）までご意見を募集したところ、2名の方から4件のご意見が寄せられました。

ご意見の内容と市の考え方は次のとおりです。

番号	意見（概要）	市の考え方
1	空家の対策として一番いい方法は、市が空家を解体することです。	空家であっても個人の財産であり、これを適正に管理することは所有者の責務です。 市が費用を負担して空家の解体を行うことは、個人の財産に対して、税金等を投入するということであり、公平性を欠くこととなるため、考えていません（倒壊などにより第三者に被害を及ぼす可能性が著しく高い場合を除く）。
2	更地にした後の固定資産税を上げないようすればいいです。	空家の解体によって住宅用地の軽減措置が受けられなくなり高くなる固定資産税額を据え置くことについては、税の趣旨や負担の公平性などを踏まえた慎重な検討が必要と考えています。
3	空き家の再利用はありえません。	空家には古い建物ばかりではなく、十分に利活用が可能な比較的新しい建物や、小規模の修繕により活用が可能となる建物も相当数存在しますので、これらの需要・供給の希望を掘り起こし、売買や賃貸が円滑に行なわれるよう促すなど、利活用を推進することも必要なことであると考えています。
4	都市計画法上、市街化調整区域内の居宅を借家として活用することは難しい。 今後も空家が増加する状況においては、条件の緩和を実施すべきだと思います。	今回意見を募集しました空家等対策計画は、市が策定する計画であるため、法律の規定の見直しに関するご意見をこの計画に反映することは適当ではありません。 しかしながら、ご意見の趣旨は十分に理解できるものでありますので、機を捉えて、制度の見直しについて要望してまいります。